

## ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 5 次）策定会議設置要綱

令和 5 年 9 月 1 5 日  
5 福祉生保第 2 8 5 号

## （設置目的）

第 1 条 ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 5 次）を策定するため、ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 5 次）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

## （協議事項）

第 2 条 策定会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 5 次）の策定に関すること。
- （2） ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 4 次）の評価に関すること。
- （3） その他ホームレスの自立支援等に関すること。

## （構成）

第 3 条 策定会議は、学識経験者、ホームレスの自立支援等を行う民間団体、行政関係者等のうちから、東京都福祉局長（以下「福祉局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

## （委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 5 次）を策定する日までの期間とする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

## （会長及び副会長）

第 5 条 策定会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、策定会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

## （招集）

第 6 条 策定会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第 3 条に掲げる委員以外の者に策定会議への出席を求めることができる。

## （委員等への謝礼の支払）

第 7 条 第 3 条に掲げる委員に対して、謝礼を支払うこととする。

- 2 第 6 条第 2 項に掲げる者の策定会議への出席に対して、委員に準じて謝礼を支払うこととする。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、東京都福祉局生活福祉部保護課において処理する。

(その他)

第9条 上記のほか、策定会議の運営に関する事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。